

憲法における「私人間効力」の日米英比較研究
- 「私人間無適用・水平的効力」という立場の意義-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-07-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 平松, 直登 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20236

2019年1月15日

「博士学位請求論文」審査報告書

審査委員 (主査) 法学部 専任教授

氏名 猪股弘貴 ⑩

(副査) 法学部 専任教授

氏名 廣澤明 ⑩

(副査) 法学部 専任教授

氏名 大津浩 ⑩

(副査) 法学部 専任教授

氏名 江島晶子 ⑩

1 論文提出者 平松 直登

2 論文題名 憲法における「私人間効力」の日米英比較研究——「私人間無適用・水平的効力」という立場の意義——

Comparative Study on Horizontal Effect of Constitutional Rights

Between Japan, the U.S. and the U.K.

3 論文の構成

序章

1 問題の所在

2 本論文の構成

第1章 アメリカ——〈憲法上の権利条項＝私人間無適用〉という立場の意義

第1節 〈憲法上の権利条項＝私人間無適用〉という立場の基礎

1 〈憲法上の権利条項＝私人間無適用〉という立場

2 垂直的な〔vertical〕立場と「水平的〔horizontal〕効力」

3 小括

第2節 ステイト・アクション概念の源流

1 Civil Rights Cases までの流れ

- 2 ステイト・アクション概念の源流
 - 3 Civil Rights Cases の再検討
 - 4 小括
 - 第3節 ステイト・アクション法理の展開
 - 1 ステイト・アクション法理とその分類
 - 2 1940～1960年代におけるステイト・アクション法理
 - 3 1970年代以降におけるステイト・アクション法理
 - 4 小括
 - 第4節 ステイト・アクション法理と「水平的効力」
 - 1 ステイト・アクション法理における理論的混乱
 - 2 ステイト・アクション法理の再構成論
 - 3 ステイト・アクション法理と「水平的効力」
 - 4 小括
 - 第5節 本章のまとめ
- 第2章 イギリス——<人権規定＝私人間無適用>という立場の現代的展開
- 第1節 1998年人権法の基本構造
 - 1 1998年人権法における垂直的〔vertical〕アプローチ
 - 2 1998年人権法における「議会」と「裁判所」
 - 3 小括
 - 第2節 1998年人権法における“public authority”概念
 - 1 1998年人権法における“core public authority”
 - 2 1998年人権法における“hybrid public authority”
 - 3 小括
 - 第3節 <「公的機関」としての裁判所>の意義
 - 1 1998年人権法における「水平的効力」の諸相
 - 2 <「公的機関」としての裁判所>と「水平的効力」
 - 3 小括
 - 第4節 私法の「条約適合的解釈」
 - 1 1998年人権法上の「条約適合的解釈」の意義と限界
 - 2 私法の「条約適合的解釈」
 - 3 小括
 - 第5節 本章のまとめ
- 第3章 日本——憲法の「私人間効力」論の再構成
- 第1節 従来 of 学説における「私人間効力」の論じ方
 - 1 従来 of 学説
 - 2 諸学説の検討
 - 3 小括

第2節 判例における「私人間効力」の論じ方

- 1 三菱樹脂事件最高裁判決
- 2 判例における「私人間効力」の論じ方
- 3 小括

第3節 「私人間無適用・水平的効力」という立場

- 1 近時の「私人間効力」に関する再構成論
- 2 「私人間効力」論の整理のための新たな視角
- 3 「私人間効力」論の存在意義
- 4 小括

第4節 本章のまとめ

終章

参考文献一覧

4 論文の概要

従来の「人権の私人間効力」論は、以下の三点から再構成される必要がある。①国民は「憲法上の権利」を自由権（防御権）と捉える意識が希薄であり、「人権侵犯」の内容と主体に関して「公権力」というよりも「私人」による侵害を想定しており、憲法の論理が普遍的な「人権」の確立にとって障害となるときもあることを考えれば、領域区分として「人権」と「憲法上の権利」とは区別されなければならない。「私人間効力」論は両者の区別を積極的に提示する議論として再構成されなければならない。②戦後憲法学における「憲法尊重擁護義務」（憲法99条）に関しては、「国民」の憲法尊重擁護義務を肯定する見解が強く主張されており、憲法の対国家性はあまり意識されてこなかった。「立憲主義」の観点からすれば、「私人間効力」論において、憲法上の人権＝私人間無適用という立場は再検討されなければならない。③「私人間効力」論の射程について、従来議論されてきた「私人間効力」論は、「憲法と私人間における人権保障」の一部にすぎないことが問題となる。たとえば、私人間に適用される法律の規定が憲法違反であると主張される場合や、表現の自由と名誉・プライバシーが衝突する不法行為訴訟は、「私人間効力」論の射程外と考えられてきた。しかし、私人間訴訟においては多様な場面が存在しており、「憲法と私人間における人権保障」の問題を広くカバーする議論として「私人間効力」論は再構成されなければならない。

第1章は、憲法上の権利条項は、国家—国民の関係に適用されるという垂直的な〔vertical〕立場に最も親和的であるアメリカ合衆国での議論を分析・検討している。合衆国憲法修正14条第1節は「いかなる州も・・・してはならない〔No State shall〕」と規定しており、その第5節では、連邦議会が有する立法権限は「本条の諸規定」の実施としている。Civil Rights Casesは「修正14条5節の下で、連邦議会は立法を通じて私的行為に対して修正14条1節を実施することはできず、ステイト・アクションに対して修正14条1節を実施できるのみである」と判示した。これは、私人間に憲法上の人権規定の適用はなく、憲法上の価値は一切影響を及ぼさないという「私人間無適用・無効力」の立場を基本的に採用するものである。「私人間無適用・無

効力」という立場は、連邦制というアメリカ固有のあり方に基礎を置いていると考えられる。合衆国憲法は、ステイト・アクションに適用されるのみであって、私人の行為には適用されないという要件は現在まで堅持されてきたが、ステイト・アクションの要件に対する「例外」の判例法理である「ステイト・アクション法理」(= (i)「公的機能」の例外、(ii) 政府による創設・強制・奨励の例外、(iii)「共生の関係」の例外、(iv) 関わり合い〔entwinement〕の例外)によって、私人間において「水平的効力」は生じないという確固たる結論が導かれてきたわけではない(限定的な「私人間無適用・水平的効力」の立場)。最高法規条項によって「裁判所」が合衆国憲法に拘束され、修正14条の平等保護条項が一定の私的な人種差別を防ぐ「積極的(保護)義務」を課すことから、連邦最高裁は私人間訴訟において憲法上の実体判断を積極的に行うようになり、結果として「間接的水平的効力」が生じるという、連邦最高裁の判例に整合的な、ステイト・アクション法理の再構成が可能である。

第2章では、ブレア首相(当時)の下での「憲法改革」の柱の一つとして、「権利を国内に持ち帰る」ことを目的として制定された「憲法的文書」と評される1998年人権法において、「公的機関〔public authority〕が条約上の権利に適合しない方法で行為することは違法である」(第6条1項)という、垂直的アプローチが20世紀末に採用された、イギリスの議論を分析・検討している。垂直的アプローチを前提としても、人権法によって生じ得る「水平的効力」は多面的な様相を呈している。とりわけ議論を呼んできたのは、「公的性質を有する職務」を履行する一定の私人(私的団体)が人権法に直接的に服さしめられることによって生じる「水平的効力」

(第6条3項b)と「裁判所」が「公的機関」とされることによって生じる「水平的効力」(第6条3項a)という二つの問題である。それに加えて、裁判所が関係する「水平的効力」として挙げられるのは、司法の「条約適合的解釈」から生じる「水平的効力」である。イギリスにおいては、一見して不適合である私法の「条約適合的解釈」によって生じる「制定法上の水平性」と「裁判所」が「公的機関」とされることによって生じる「間接的水平性」とは別個のものと捉えられており、人権法における「水平的効力」の問題の核心は、<人権法の名宛人は、私人ではなく「公的機関」である>という私人間無適用の立場を堅持するか(=「私人間無適用・水平的効力」)否か(=「私人間適用・水平的効力」)であると結論付けることができる。

第3章では、まず、従来の通説的見解である間接適用(効力)説により、直接適用(効力)説の問題点が過度に強調されるという形で進展してきた、日本の議論を分析・検討した。次に、判例の立場は、私人間訴訟において<憲法の名宛人は「国家」である>という「私人間無適用」を堅持する「直接適用否定説」である。もっとも、「直接適用否定説」を前提としても、(一定の「水平的効力」が肯定されるか否かという観点から)「私人間無適用・無効力」と「私人間無適用・水平的効力」という二つの立場があり得る。憲法14条の差別の事案(女子若年定年制事件最高裁判決および入会権差別事件最高裁判決)や、表現行為による名誉侵害の場合には<国家(裁判所)－私人X>および<国家(裁判所)－私人Y>というタテの関係にそれぞれ憲法13条と21条が適用されるとした、北方ジャーナル事件最高裁判決を前提にすれば、わが国の判例は「私人間無適用・水平的効力」の立場に分類できる。問題となるのは、国家の私法上の行為の事例である百里基地訴訟最高裁判決であり、そこでは<憲法の名宛人は「国家」である>という立場の相対化に「私人間効力」が関係している。このことからすれば、<憲法の名宛人は「国家」である(憲法は私人間には適用されない)＝私人間無適用>と強調することの重要性は依然

として高いと考えられる。最後に、「私人間無適用・水平的効力」という立場からの「私人間効力」論の再構成を試みている。

以上のように、議論が錯綜する憲法における「私人間効力」の問題を「私人間無適用・水平的効力」という立場から検討することによって、従来とは異なる理論的視座を提供することが可能となるのである。

5 論文の特質

本学位請求論文は、憲法の私人間効力の問題をテーマとするものであるが、これを垂直的關係と水平的關係に二分する方法を採用し、アメリカ合衆国のステイト・アクション法理およびイギリスの人権法について分析・検討した後に、わが国の判例および学説に言及し、わが国の私人間効力を「私人間無適用・水平的効力」の立場から再構成しようとしている。平松氏の論文の特質を挙げると、これまでの先行研究を網羅的に把握し、消化した上で、新たな有意義な視座を提供できていることと、私人間効力についてアメリカとイギリスでの議論を極めて巧みに整理・分析し、紹介できていることである。とりわけ、イギリス人権法をめぐる私人間効力を扱った部分は、邦語文献の中で嚆矢となるものであり、高い評価が与えられるものである。

6 論文の評価

本学位請求論文は、法学研究科において博士論文に求められる要件、すなわち①論文の独創性・新奇性、②研究テーマの学問的意義・適切性、③論旨の体系性・一貫性、④先行研究の網羅的精査、⑤研究テーマに関する十分な比較法研究の実施、⑥分析の論理性・実証性、⑦法学についての学術論文としての形式的要件の充足、すべてを満たすものである。

アメリカ合衆国やイギリスにおける私人間効力の問題の扱い方に比し、わが国の学説の検討に不十分なところがあるとの指摘も存在した。今後のさらなる展開が大いに期待される場所である。とはいえ、わが国での議論が未だ錯綜していることを考えると、平松氏の「私人間無適用・水平的効力」という見解は、このような理論状況に一石を投ずるものとして、重要な意義と価値を有する優れた論文であるというのが本審査委員会での一致した結論である。

7 論文の判定

本学位請求論文は、法学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士（法学）の学位を授与するに値するものと判定する。

以 上